

新規出店者支援事業

中小企業者が、市内の商店街の地区の空き店舗で、小売業、飲食業又はサービス業のいずれかを営む場合に、出店に係る経費を補助します！

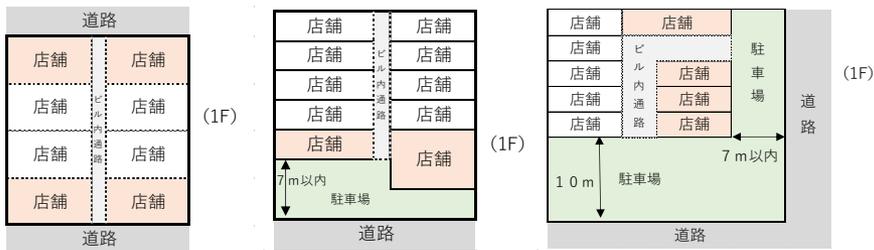
1 募集期間

令和3年（2021年）11月16日～令和4年（2022年）3月31日
（※予算に達し次第受付終了）

2 補助対象となる空き店舗

- 次の①～⑤のすべてを満たす空き店舗が対象です。
- ①熊本市内の商店街団体が形成されている地区に所在する店舗であること
 - ②道路に面した建物1階部分の店舗であり、店舗間口又は壁面が道路から概ね7mの範囲内に位置する店舗であること
 - ③補助金の申込者が当該空き店舗の賃貸借契約を締結した時点において、賃貸物件として募集開始から90日以上経過している空き店舗であること
 - ④商業施設等のテナント型店舗でないこと
 - ⑤交付決定前に商業活動を開始していない店舗であること

▼補助対象となる空き店舗のイメージ



■ : 補助対象店舗 □ : 補助対象外店舗



3 補助対象者

補助対象となる空き店舗に出店する中小企業者で、次のすべてに該当する方が対象です。

- ①補助金の募集開始日（R3年11月16日）以降に空き店舗の所有者と賃貸借契約を締結した者
- ②熊本市内の商店街の地区からの移転でない者
- ③空き店舗で小売業、飲食業、サービス業のいずれかを営む者
（ただし、風営法第2条第5～10号の対象となる営業は対象外）

4 補助率等

補助率 1 / 2、補助限度額 150万円

5 補助対象経費等

対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ①店舗の改装に要する外装、内装、設備等の工事費 ②上記①に伴う既存設置物の処分費 ③上記①に伴う設計費 ④家賃（上限2か月分） ⑤礼金 ⑥仲介手数料
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ①備品、消耗品の購入・設置費用 ②交付決定前に契約・着手した改装費等（対象空き店舗の賃貸借契約に必要な家賃、礼金及び仲介手数料を除く。） ③以下のいずれかに該当する者の家賃、礼金及び仲介手数料 <ul style="list-style-type: none"> ア 空き店舗の所有者本人 イ 空き店舗の所有者が個人の場合には2親等以内の親族 ウ 空き店舗の所有者が法人である場合には役員または従業員 ④消費税

6 交付の条件等

- 遅くとも交付確定の日から30日以内に商業活動を開始すること
- 原則として、商業活動を2年間継続すること

詳しくは、
熊本市ホームページの
募集要領をご確認ください



熊本市新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業費補助金
事前チェックシート

〔空き店舗について〕

- 熊本市内の商店街団体が形成されている地区に所在する店舗である
- 店舗と往来可能な道路に面した建物 1 階部分の店舗であり、店舗間口又は壁面が道路から概ね 7mの範囲内に位置する
- 補助金の申込人が当該店舗の賃貸借契約を締結した時点において、賃貸物件として募集開始から 90 日以上経過している
- 商業施設等のテナント型店舗でない
- 交付決定前に商業活動を開始していない

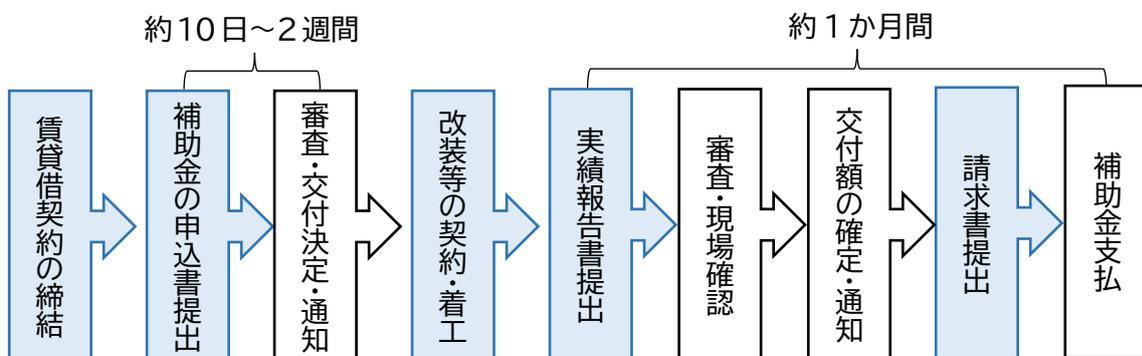
〔対象者について〕

- 中小企業者(個人も含む)である
- 当該補助金の募集開始日(令和 3 年 11 月 16 日)以降に店舗所有者と賃貸借契約を締結した
- 熊本市内の商店街の地区からの移転でない
- 空き店舗で小売業、飲食業、サービス業のいずれかを営む(ただし、風営法第 2 条第 5~10 項の対象となる営業を除く)
- 市税の滞納がない(新型コロナウイルス感染症等の影響により、税の徴収猶予を受けている者は除く。)
- 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない

〔その他条件について〕

- 遅くとも交付確定の日から 30 日以内に商業活動を開始すること
- 原則として 2 年間は商業活動を継続すること

〔手続きの流れ〕



お問い合わせ先
熊本市商業金融課
電話:096-328-2424